

「スポーツ健康科学研究」 審査規定

昭和 54 年 4 月 11 日改正
昭和 55 年 11 月 15 日改正
昭和 59 年 12 月 2 日改正
昭和 60 年 12 月 1 日改正
昭和 61 年 10 月 5 日改正
平成 7 年 11 月 19 日改正
平成 20 年 10 月 26 日改正
平成 24 年 12 月 8 日改正
平成 27 年 12 月 5 日改正
令和 6 年 8 月 7 日改正

1. 論文投稿者から送付された論文は、以下の審査を経て編集委員会においてその採否および原著・短報・資料・実践研究および事例報告の区別を決定する。
2. 審査は、編集委員会及び編集委員会から委嘱された複数の審査員によって行われる。この場合、東海体育学会会員ではない者にも審査員を委嘱することができる。なお、審査の対象となる論文の提出者または共同研究者である者は、当該論文の審査に当たることができない。
3. 審査員は、審査する論文の内容を理解するために他の専門的意見を求めることができる。また審査員相互間の情報交換は必要に応じて行ってもよいが、評定について話し合ってはならない。
4. 審査員は、論文が「スポーツ健康科学研究」投稿規定にもらわれているような基準に沿っているか否かを検討し、掲載の適否をA、B、Cの3段階によって評定する。この場合、Aは掲載可、Bは修正の上掲載可、Cは掲載不可とする。
5. 審査結果が掲載可・不可に分かれた場合には、さらに他の適任者に審査を依頼し、その結果に基づいて編集委員会において協議し、採否を決定する。
6. 評定の結果は論文提出者に通知する。Bと評定された者は、論文を速やかに修正した後、編集委員会に提出し、再度審査を受けるものとする。
7. 期日までにA判定が得られなかった論文は、その後の審査においてA判定を得た場合、次の巻に掲載することができる。
8. 「スポーツ健康科学研究」論文審査に関する申し合わせを別に定める。